

令和 7 年度
小美玉市まちづくり組織支援事業
実施要項



小 美 玉 市

目 次

まちづくり組織認定・補助金交付申請フロー ……………2

小美玉市まちづくり組織支援事業実施要項

まちづくり組織の認定について……………3～

まちづくり組織活動補助金について……………5～

令和6年度まちづくり組織活動補助金交付事業一覧 ……………10

小美玉市まちづくり組織支援事業Q&A……………11～

様式集……………13～

まちづくり組織認定・補助交付申請フロー

① 【新たにまちづくり組織認定を希望される方】 事前相談

■ 市民協働課へ事前相談

「小美玉市まちづくり組織支援実施要項」をもとに
申請内容や疑問点について確認します。

申請する前に市民協働課へ、お気軽にご相談下さい。



② 申請（申請受付：9月1日(月)～15日(月)）

■ 申請に必要な書類（下記の書類を市民協働課に提出）

【認定申請】

- ・ 組織認定申請書（様式第1号）
- ・ 組織規約（会則）
- ・ 総会資料 ・ 会員名簿

【補助金交付申請】

- ・ 活動補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第2号）
- ・ 収支予算書（様式第3号）

③ まちづくり審査会（審査：9月30日(火) 13:30～）

《組織認定》

審査会において組織認定の可否を審査。市長から審査会へ諮問し、審査会において内容の審査を行い市長へ答申し、交付決定する。

《補助金交付決定》

新規の組織認定申請者は、「まちづくり審査会」に出席し内容についてを説明していただきます。
既存のまちづくり組織は、審査委員からの質疑があった場合、書面にて回答していただきます。



④ 決定

■ 組織認定書（様式第2号）

■ 補助金交付決定通知（様式第4号）

「まちづくり審査会」で認定または補助金交付の審査を受け、認定または補助金の交付が決定した団体には上記の通知が送付されます。

【注意】

補助金交付申請は、「まちづくり組織」として認定されている必要があります。
（認定をされておらず、補助金交付を申請する団体は「組織認定」の申請を同時にして下さい）

⑤ 事業完了後

■ 実績報告

- ・ 事業完了報告書（様式第5号）
- ・ 領収書の写し
- ・ 収支決算書（様式第6号）
- ・ 事業の実施経過がわかる写真

事業終了後、速やかに市民協働課へ実績報告書を提出下さい。



⑥ 請求書提出 ⇒ 補助金振込

小美玉市まちづくり組織支援事業実施要項

まちづくり組織認定について(P3~4)

1. まちづくり組織への認定要件

市民活動団体が市からの各種支援を得るには、予め、審査会からまちづくり組織としての認定を受ける必要があります。

◆ 認定要件

次の要件のすべてに該当している場合、まちづくり組織の認定が受けられます。

要 件		具体的内容
①	市民が自主的に活動を推進している	A 会員の多くが連携・奮闘努力している B 事務局が行政から自主独立している C 活動が地域を舞台にしている
②	活動内容がまちづくり計画(※)の内容に沿っている	D 活動が公共的サービスの提供や補完となっている
③	3人以上の市民が会員登録をしている	
④	宗教、政治、営利活動を行わない	

※まちづくり計画とは、策定段階で住民が深く関わり住民の声を反映した行政計画である小美玉市総合計画等を意味します。



まちづくり計画について

2. 申請方法

(1)組織認定を希望するまちづくり組織は

- ①小美玉市まちづくり組織認定申請書(様式第1号)
- ②組織規約(会則)
- ③総会資料
- ④会員名簿

左記を期限までに
窓口またはネット申請にて提出
してください。

ネット申請 URL

<https://logoform.jp/form/nfRZ/1128019>

(2)申請書の様式等は、市民協働課・市ホームページにございます。



ネット申請

小美玉市 まちづくり組織支援事業 申請書

検索



(3)申請期間

○後期 令和7年9月1日(月)~15日(月)

(窓口提出の場合 土・日・祝日を除く8時30分から17時15分)

3. 組織認定の決定

(1) まちづくり組織の認定は、条例第6条に基づき「まちづくり審査会」が行います。

※新規の認定・補助金交付希望団体については、まちづくり審査会の出席が必須となります。

(2) まちづくり組織として認定した場合は、まちづくり組織認定書(様式第2号)を申請者へ通知するとともに、認定組織の内容を広報紙等で紹介します。

(3) なお、申請者がまちづくり組織として認定された際にはまちづくり組織連絡会(条例第5条)への入会が義務付けられます。

4. 組織の種類

まちづくり組織として認定された団体は以下の種類に区分されます。

(1) 行政区を活動エリアとする組織 → まちづくり委員会(条例第4条第1項)

(2) 旧小学校区を活動エリアとする組織 → 学区まちづくり組織(// 第3項)

(3) 公共的サービスを担う特定目的組織 → テーマ型まちづくり組織(// 第5項)

【令和7年3月現在 まちづくり組織認定団体】

右記の2次元コードからご確認できます。



市ホームページ

1. 補助金申請・交付対象事業

まちづくり組織認定を受けた団体は、市へ補助金交付申請を行うことができます。(条例第10条)

(本申請は前述の組織認定申請と同時申請も可能です。ただし、認定審査の結果、組織認定が認められなかったとき、当該支援申請を審査の対象外として扱います。)

※一度、まちづくり組織認定を受けた団体は再度認定申請をする必要はありません。

◆補助金交付対象事業

次の要件のすべてに該当している場合、補助金の交付が受けられます。

要 件		具体的内容	
①	まちづくり計画に整合している	A	公共性のある事業目的となっている
		B	不特定多数の市民が事業効果を享受できる
		C	地域の課題解決につながる
		D	現在の社会経済情勢に対応している
		E	地域活性化への波及効果が期待できる
		F	今後の発展性を期待できる
②	新たな取組みか、従来の取組みを拡充強化している	G	先導性、先見性、ユニーク性等の創意工夫が明確である
		H	事業規模の拡充(エリア、参加者数、回数等)等企画内容の改善が明確である
③	補助金交付を受けていない	I	申請事業に対する市の補助金交付が年度内に重複しない
④	年度内に完全実施できる	J	事業実施が3月末日までとなっている

【補助金交付事業(例)】

分野	例
生活環境の整備	地域の清掃・環境美化など
郷土芸能・文化活動	伝統芸能継承・文化財の保存など
生活安全の確保	防災・消防・防犯・交通安全など
公共施設の整備や管理	道路・水辺・公園など
福祉への支援	子育て・高齢者・障害者・健康づくり支援など
教育への支援	立哨活動・体験学習(田植え・収穫祭)支援など
自然環境保全	里山保全や湖沼等の水質浄化・貴重動植物の保護など
景観の保全・形成	まちなみ保全・伝統建築物の保全・花壇づくりなど
コミュニティづくり	地域フェスティバル・地区運動会・盆踊りなど
その他	国際交流など

2. 補助金額 ・ 補助対象経費

(1) 補助金額

①補助金額は、事業費に補助率を乗じた額です。

②補助率及び補助金の年間限度額は、まちづくり組織の種類に応じて異なります。

【補助率・補助金の年間限度額早見表】

No.	組織の種類	補助率	年間補助金限度額
i	まちづくり委員会	50%	10万円
ii	学区まちづくり組織	70%	50万円
iii	テーマ型まちづくり組織	50%	10万円

③補助金額に1,000円未満の端数を生じた場合は、切り捨てとします。

④補助率及び補助金限度額は、審査会の意見に応じて変更する場合があります。

(2)補助対象経費基準

補助金交付の対象経費は、申請事業に直接関係のある以下の経費です。

区 分	内 容
報 償 費	謝礼(講師謝金・アトラクション出演者お礼等) 記念品・参加賞等
旅 費	講師等招へい旅費(車賃、電車賃等)
需 用 費	消耗品費(事務用品・印刷物類等) 燃料費(ガソリン・混合油等) 印刷製本費(ポスター・写真・看板費等) 光熱水費(電気・ガス・水道代) 賄材料費(イベント食材等) 食糧費(※1)
役 務 費	郵送料・通信料・筆耕料・通訳料・保険料等
使用(賃借)料	会場使用料・機材借上げ料・コピー使用料・施設入場料等
備品購入費	申請事業に必要と認められ、リース対応が不可能な物品で、 団体管理が確実にできる場合(器具・用具)
そ の 他	まちづくり審査会において、適当と認められる経費

<補助対象とならない経費>

- ・ 申請団体の構成員に対する報酬、出張旅費、給与等
- ・ 補助金交付決定日前の支出
(まちづくり審査会の開催日が補助金交付決定日となります)
- ・ 領収書により支出が確認できない経費
- ・ その他、当補助事業において適切でないと判断した経費

(※1)食糧費の補助対象について

【○】対象となる食糧費	【×】対象とならない食糧費
・ 会議や総会、事業時の飲料代 ・ 昼を跨ぐ1日単位(※2)の事業や会議時の弁当代 ・ 研修講師の飲食代 ・ 研修講師や研修先への手土産代 ・ 出演者のケータリング代 ・ ボランティアの方の飲食代 ・ 作業等による熱中症対策のための飲料代 ・ 事業の景品等としての食糧費 ・ 物販事業で販売する食材費 ・ 料理教室で使用する食材費	・ 酒類 ・ 会議や総会、事業時の菓子代 ・ 視察研修時の飲食代 ・ 委託業者の飲食代 ・ 半日単位の事業や会議、研修時の弁当代 ・ その他、団体の構成員等、特定の個人の利益になる食糧費

次ページに(※2)の注意事項についての説明があります。

(※2)「昼を跨ぐ1日単位」の考え方

イベントや会議等は原則、午前か午後に開催してください。

イベント当日の準備を含めた実施時間が6時間以上であれば昼を跨ぐ1日単位とします。

【例】 9:00～16:00 ⇒○（昼休憩1時間を除く）

11:00～15:00⇒×（昼休憩を除き3時間程度）

・事業完了報告の際に、支出内容の用途が説明できるようにしてください。

・ただし食糧費の補助対象について、支出内容が適切でないと判断できる場合は、対象外とする場合があります。

・対象となるかどうか不明な場合は、必ず市民協働課にご相談ください。

3. 申請方法

(1)補助金の交付を受けようとするまちづくり組織は、

- ①まちづくり組織活動補助金交付申請書(様式第1号)
- ②まちづくり事業計画書(様式第2号)
- ③収支予算書(様式第3号)

左記を期限までに

窓口またはネット申請にて提出
してください。

ネット申請 URL

<https://logoform.jp/form/nfRZ/1128019>

(2)申請書の様式等は、市民協働課・または市ホームページにございます。



ネット申請

小美玉市 まちづくり組織支援事業 申請書

検索



(3)申請期間

○後期 令和7年9月1日(月)～15日(月)

(窓口提出の場合 土・日・祝日を除く8時30分から17時15分)

4. 補助金交付の決定

(1)補助金交付の決定は、条例に基づき「まちづくり審査会」が行い、書類審査となります。

※新規の認定・補助金交付希望団体については、まちづくり審査会の出席が必須となります。

(2)補助金の交付が決定した場合には、後日、補助金交付決定通知書(様式第4号)を申請者へ送付します。

(3)補助金交付申請額が補助金限度額の範囲内であっても、予算の関係上、申請額の満額を交付決定できない場合があります。

5. 事業完了

(1)補助金の交付を受けたまちづくり組織は

- ①事業完了報告書(様式第5号)
- ②収支決算書(様式第6号)
- ③領収書の写し
- ④事業の実施経過を示す写真等

事業終了後、速やかに左記を

窓口またはネット申請にて提出してください。

ネット申請 URL

<https://logoform.jp/form/nfRZ/883645>

(締切 令和8年3月31日(火)まで)

(2)補助金の交付が確定した後

まちづくり組織活動補助金確定通知書を申請者へ送付します。

(3)その後、申請者は市民協働課宛てに補助金請求書の提出をお願いします。

指定された口座に補助金の振込手続きを行います。

◆活動内容や写真等は、広報紙等に掲載する場合がございますので、ご了承いただいた上で提出をお願いします。

◆補助金の交付を受けたまちづくり組織には、市が関係するまちづくりイベント等で取組みの内容や成果などを報告していただく場合があります。

6. 事業中止や補助金額の変更

(1)やむを得ない事情により、事業の中止や補助金額の変更をする場合は、まちづくり組織支援事業計画変更・中止(廃止)承認申請書の提出が必要となります。

(2)事業内容の変更は原則、認められません。

7. 取消し・補助金返還

(1)交付決定の取り消し

次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消します。

- ①虚偽、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ②補助金を他の用途に使用したとき。

(2)補助金の返還

取り消しに関わる部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めます。

8. その他の支援

(1)まちづくり情報支援

活動内容を市の広報誌やホームページで紹介します。

(2)人材育成支援

まちづくり組織連絡会や市主催の研修等に優先的に参加することができます。

(3)イベント備品の貸出

コミュニティやまちづくり組織連絡会で所有している備品の貸出が可能となります。

<問い合わせ先>

小美玉市役所 市民生活部 市民協働課

(土・日・祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分)

〒319-0192 小美玉市堅倉835番地

TEL : 0299-48-1111

FAX : 0299-48-1199

ホームページ等にアクセスした際の通信料はお客様のご負担となります。ご了承下さい。

小美玉市まちづくり組織支援事業Q&A

問1(営利活動) 私たちの団体は、自然環境をテーマにしたボランティア団体です。活動の中で環境グッズ等の物品販売を行い、売上金は組織活動費にあてています。まちづくり組織の認定要件の中には、「営利活動を行わないこと」とありますが、上記の物品販売は営利活動に該当しますか？

(答え)認定要件で禁じている営利活動とは団体が主として営利を目的に恒常的に行なう活動です。このため、環境グッズ等の物品販売は、一般的に収益よりも啓蒙・啓発を目的とする一時的な取組みと考えられるので、ここで言う営利活動には該当しません。同様に、団体が行なうイベント時のバザーなども集客力アップのための一時的取組みという点でこの活動には該当しません。

問2(認定の効力期間) まちづくり組織として認定された場合、認定期間は何年間でしょうか？

(答え)条例には認定の効力期間を定めた規定がありません。組織が解散する等の特別な場合を除いて、一度認定を受けると、その効力は将来に渡って保障されます。

問3(会員) 私たちの団体は、まちづくりを進める組織ですが、メンバーの多くが市外に住んでいます。小美玉市のまちづくり組織として認定申請を行なえますか？

(答え)人的要件としては、3人以上の小美玉市民が会員登録している組織であれば可能です。

問4(行政区組織と関係組織) 私たちの地区には行政区を活動エリアとして、区・子供会・女性会・老人会等、様々な団体があります。それぞれの組織では、ゴミ拾いや花壇づくり、三世代交流会、おまつりなど団体独自、あるいは連携して活動を行なっています。このような場合同じ行政区内の組織であってもそれぞれがまちづくり組織として認定を受けられますか？

(答え)当該組織が3つの認定要件を満たし、且つ、申請に必要な組織規約、総会資料、会員名簿を用意できる場合、手続き上、認定申請は可能です。しかし、その組織が組織体系や機能・財政面等から区を構成している内部団体と判断できる場合、区と同一組織とみなし、組織認定は困難と考えられます。

問5(年間補助限度額) 私たちの組織は、小学校区(学区)より広いエリアでまちづくり活動を実践しています。事業内容も大規模に進めていますが、テーマ型まちづくり組織(テーマ組織)として認定されているので、年間補助限度額は10万円です。学区まちづくり組織(学区組織)は50万円です。どのような考えに基づきますか？

(答え)市では市内のすべての小学校区(旧12学区)に学区コミュニティを立ち上げ、同団体が住民主体(市民協働)のまちづくりの牽引役として活動していけるよう、各種支援を施すこととしています。このため、本事業では、コミュニティを学区まちづくり組織に相当する組織として位置付け、その活動が充実できるよう、自主性を損なわない範囲で補助金の額等を定めています。

問6(補助金の交付制限) 学区まちづくり組織とまちづくり委員会(行政区組織)が連携してイベントを行なう場合、それぞれが別々に補助金交付を申請できますか？

(答え)それぞれの組織は独自に補助金申請を行なえますが、申請に係る事業が一体的な取り組みとして判断できる場合、一団体のみを補助金交付の対象とさせていただきます。これら交付制限の措置は、補助金交付の対象を組織運営でなく事業そのものを対象にしていることと特定の地域や住民に補助金交付が偏ることのないよう公平性を確保するために行なうものです。

問 7(重複補助1) 以前から継続して市の補助金交付を受けている市民活動団体が、まちづくり組織の認定申請を行なうことはできますか？また、認定された場合は、新たな事業に取り組むために補助金の交付を受けられますか？

(答え)市からの補助金交付の有無に関係なく、市民活動団体がまちづくり組織の認定要件を満たし、且つ申請に必要な組織規約、総会資料、会員名簿を用意できるとき、認定申請は可能です。まちづくり組織として認定された場合、活動補助金の申請資格が得られますので、その交付を希望するときは、要項に基づいて申請を行っていただきます。補助金交付の決定は、まちづくり審査会の答申に沿って市が行います。設問のケースでは、申請の受付段階で補助金交付の有無等を行政内部の各課へ照会し、重複補助でないことが明らかとなれば審査会へ諮問し、その答申に沿って市が最終判断することとなります。

問 8(重複補助2) 県・国等からの補助金交付を受けている事業は、重複補助扱いとなってしまう、市からのまちづくり補助金を受けられませんか？

(答え)重複補助は、あくまで市からの補助金だけを対象としていることから、同一事業に県・国等の補助金が交付されているか、また、補助金を交付されるとしても重複補助には該当しません。

問 9(補助金採択基準) 毎年恒例となっているような事業(慣行的事業)については、補助金の申請をしても不採択となりますか？ 私たちの団体で行っているメイン事業は地区の運動会ですが、競技内容に若干の変更はあるものの例年同じ規模・内容で実施しています。

(答え)申請事業が毎年実施している恒例事業であっても、その内容ややり方に「①先導性、先見性、ユニーク性等の創意工夫が明確である」または「②事業規模の拡充(エリア、参加者数、回数等)等企画内容の改善が明確である」場合は、採択要件②の「従来の取組みを拡充強化している」と考えられます。同時に、ほかの3つの採択要件(①、③、④)を満たせば、当該申請は採択されます。

問 10(審査会開催時期) まちづくり審査会は毎年何月に開催されますか？

(答え)認定申請及び補助申請に対するまちづくり審査会の開催は、4月と9月を予定しています。尚、4月審査会の段階で補助交付決定額が予算額に達してしまったとき、9月審査会では補助金審査を実施いたしません。また、補助金審査がある場合でも事業期間が下半期に限定される等の制限も生じますので、申請者は極力、4月審査会に間に合うよう早めの申請を心掛けてください。

問 11(予算) 活動補助金申請が増えて申請額のトータルが予算を超過する場合、交付額の調整は行なわれますか？

(答え)補助金交付は予算の範囲内での対応となります。このため、まちづくり審査会の適否審査で補助金交付が認められても、その財源が不足する場合、交付決定事業全体を対象に公平的な視点から交付額調整を行なう場合があります。

様式集

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

小美玉市まちづくり審査会
会長 磯辺 寛 様

(申請者)

住 所 小美玉市

氏 名

電話番号

小美玉市まちづくり組織認定申請書

小美玉市まちづくり組織条例第 7 条第 1 項の規定により、まちづくり組織の認定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 まちづくり組織の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 規約に記載された活動目的及び内容
 - (1) 目的
 - (2) 内容

添付書類 (1) 組織規約 (会則) (2) 総会資料 (3) 会員名簿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

小美玉市まちづくり審査会
会長 磯辺 寛 様

(申請者)

住 所 小美玉市〇〇〇〇番地

氏 名 〇〇〇 〇〇〇

電話番号 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

小美玉市まちづくり組織認定申請書

小美玉市まちづくり組織条例第7条第1項の規定により、まちづくり組織の認定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 まちづくり組織の名称

〇〇〇〇〇〇

2 代表者の氏名

〇〇〇 〇〇〇

3 規約に記載された活動目的及び内容

(1) 目的

本会は、〇〇地区住民全体のお互いの心の「ふれあい」「つながり」の地域共同体を目指し、住民（地域）が意識を共にし、自主性を持って「あかるく」「楽しい」まちづくりをすることを目的とする。

(2) 内容

- ①生活環境に関する一切の活動
- ②福祉に関する一切の活動
- ③文化に関する一切の活動
- ④スポーツ・レクリエーションに関する一切の活動
- ⑤まちづくりに関する一切の活動
- ⑥その他本会の目的達成に必要と思われる活動

必ず提出

添付書類 (1) 組織規約（会則） (2) 総会資料 (3) 会員名簿

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

小美玉市長 島田 幸三 様

住 所 : 小美玉市
(まちづくり組織の名称及び代表者)

連絡者名 : _____

電話番号 : _____

令和 年度小美玉市まちづくり組織活動補助金交付申請書

令和 年度においてまちづくり組織の活動を実施したいので、小美玉市補助金等交付規則
第 4 条の規定により、下記の関係書類を添えて補助金交付の申請をします。

記

1 事業の名称

2 交付申請額

3 添付書類

- (1) まちづくり事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類等

(記載例)

(様式第 1 号)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

小美玉市長 島田 幸三 様

住 所 : 小美玉市
(まちづくり組織の名称及び代表者)
〇〇〇〇会 会長 〇〇〇〇〇
連絡者名 : 〇〇〇 〇〇〇
電話番号 : 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

令和〇〇年度小美玉市まちづくり組織活動補助金交付申請書

令和〇〇年度においてまちづくり組織の活動を実施したいので、小美玉市補助金等交付規則第 4 条の規定により、下記の関係書類を添えて補助金交付の申請をします。

記

- 1 事業の名称
〇〇地区ふれあいまつり
- 2 交付申請額
100,000円
- 3 添付書類 
 - (1) まちづくり事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類等

(様式第 2 号)

まちづくり事業計画書

1 事業の名称
2 まちづくり計画での位置づけ (※行政記入欄 記入不要)
3 事業の具体的内容 ①目的 ②内容 ③企画や方法の改善箇所 (事業が新規取組みの場合は企画等を総合的に記入すること。)
4 事業費 円
5 補助金申請額 円
6 実施期間 交付決定日 ～ 令和 年 月 日
7 その他

(記載例)

(様式第2号)

まちづくり事業計画書

1	事業の名称 〇〇地区ふれあいまつり
2	まちづくり計画での位置づけ (※行政記入欄 記入不要)
3	事業の具体的内容 ①目的 地域活性化、交流の促進、郷土愛の醸成、地域の新たな発見 ②内容 バザー、演舞披露(太鼓・ダンス・楽器等)、チラシ・広報誌作成 ③企画や方法の改善箇所 (事業が新規取組みの場合は企画等を総合的に記入してください。) 【改善箇所】 ・市民団体、企業、地区住民等に呼び掛け、バザーの出店数を増やし例年以上に賑わいづくりに取り組む。 ・地域の団体に依頼するだけでなく、〇〇地域住民でも練習をして披露する。 ・〇〇地域全体でイベントを盛り上げるため、積極的にポスターの掲示を依頼。 【新規の取組み】 ・ボランティアを募り、イベント運営の協力を求める。 ・今後の新規企画の参考とするため、イベント後にアンケートを実施する。 ・広報誌を作成して、更なる情報発信に取り組む。
4	事業費 300,000円
5	補助金申請額 100,000円
6	実施期間 交付決定日 ～ 令和〇年〇〇月〇〇日
7	その他 地区外からの集客も図り、ふれあいづくりのみならず地域の活性化にもつなげていく。

※従来事業は今回の改善点を明確に！新規事業の場合は企画内容全体をわかり易く記すこと。

実施期間は交付決定日以降とすること。
(※) 交付決定日前の支出は補助対象経費となりません。

(様式第3号)

収 支 予 算 書

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	摘 要

支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	摘 要

(記載例)

(様式第3号)

収 支 予 算 書

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	摘 要
まちづくり組織活動補助金	100,000	補助率を満たしているか確認すること。 まちづくり委員会・ テーマ型まちづくり⇒50% 学区まちづくり⇒70%
自己資金	200,000	
合 計	300,000	

支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	摘 要
1. 報償費	100,000円	講師謝金、参加費(記念品)、 旅費(講師交通費)
2. 需用費	160,000円	消耗品(事務用品)、印刷製 本費(チラシ等)、賄材料費
3. 役務費	10,000円	郵送料、保険代
4. 使用(賃借)料	20,000円	会場使用料
5. 備品購入費	10,000円	展示用器具、用具代
合 計	300,000円	

収支の合計は、同額とすること。

(様式第 5 号)

令和 年 月 日

小美玉市長 島田 幸三 様

住 所 小美玉市-----
(組織の名称及び代表者)

令和 年度小美玉市まちづくり組織活動事業完了報告書

令和 年 月 日付け小美玉市協第 号で、補助金交付決定のあった下記事業について事業が完了したので小美玉市補助金等交付規則第 7 条の規定により報告します。

記

1 事業の名称

2 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業の実施経過を示す写真 等

(記載例)

(様式第5号)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

小美玉市長 島田 幸三 様

住 所 小美玉市〇〇〇〇番地
(組織の名称及び代表者)
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

令和〇〇年度小美玉市まちづくり組織活動事業完了報告書

活動補助金交付決定通知書から記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け小美玉市協第〇〇号で、補助金交付決定のあった下記事業について事業が完了したので小美玉市補助金等交付規則第7条の規定により報告します。

記

1 事業の名称

〇〇地区ふれあいまつり

2 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業の実施経過を示す写真 等

(様式第 6 号)

収 支 決 算 書

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	摘 要

支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	摘 要

(記載例)

(様式第6号)

収 支 決 算 書

※収支予算書に記した項目と予算額をそのまま転記すること。

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
まちづくり組織活動補助金	100,000	100,000	
自己資金	200,000	201,258	
合 計	300,000	301,258	

支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
1. 報償費	100,000円	97,990円	講師謝金、参加費(記念品)
2. 需用費	160,000円	165,893円	消耗品(事務用品)、印刷製本費(チラシ等)、賄材料費
3. 役務費	10,000円	9,875円	郵送料、保険代
4. 使用(賃借)料	20,000円	18,000円	会場使用料
5. 備品購入費	10,000円	9,500円	展示用器具、用具代
合 計	300,000円	301,258円	

原則、収支合計は同額とすること。

令和 年 月 日

小美玉市長 島田 幸三 様

(住 所)

(組織の名称及び代表者)

(連絡先)

小美玉市まちづくり組織支援事業計画変更・中止（廃止）承認申請書

小美玉市補助金等交付規則第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

実 施 年 度	令和 年度
事 業 の 名 称	
補 助 金 決 定 日	
変 更 内 容	
変更又は中止（廃止）の理由	
補助金交付決定額	円
補助金既交付額	円
補助金増加・減少申請額	円
変更後の補助金申請額	円

小美玉市長 島田 幸三 様

(住 所) 小美玉市〇〇〇〇番地

(組織の名称及び代表者)

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(連絡先)

〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

小美玉市まちづくり組織支援事業計画変更・中止（廃止）承認申請書

小美玉市補助金等交付規則第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

活動補助金交付決定通知書
から記入すること。

実 施 年 度	令和〇〇年度
事 業 の 名 称	〇〇地区ふれあいまつり
補 助 金 決 定 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日・小美玉市協第〇〇号
変 更 内 容	〇〇事業のうち〇〇を中止とする。
変更又は中止（廃止）の理由	〇〇〇〇〇〇〇のため。
補助金交付決定額	100,000円
補助金既交付額	0円
補助金増加・減少申請額	△30,000円
変更後の補助金申請額	70,000円